

鎌倉市教育委員会賞承認基準

1 趣旨

この基準は、団体が主催する事業に対する鎌倉市教育委員会賞（以下「教育委員会賞」という。）の承認における中立性、公平性及び公正性を確保するため、その基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象

教育委員会賞の承認を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす事業を主催する団体（以下「主催団体」という。）とする。

- (1) 市民の教育、学術、文化及び体育等の向上、発展又は青少年の健全育成に寄与すると認められ、かつ公益に反しないこと。
- (2) 教育委員会の中立性、公平性及び公正性を損なうおそれがないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 会員の勧誘を目的としないこと。
- (5) 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。
- (6) 特定の政治及び宗教と関わりがないこと。

3 申請

教育委員会賞の承認を受けようとする主催団体の代表者は、鎌倉市教育委員会賞承認申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、対象事業の実施予定日の原則として30日前までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 主催団体の定款及び規約等
- (2) 主催団体の役員名簿
- (3) 対象事業の計画書
- (4) 対象事業の収支予算書（参加料又は入場料を徴収する場合に限る。）
- (5) 主催団体の活動実績書
- (6) 賞状文案（賞状の授与の場合に限る。）
- (7) その他教育委員会が必要と認める書類

4 承認等

教育委員会は、教育委員会賞の承認又は不承認を決定したときは、鎌倉市教育委員会賞承認・不承認決定通知書（第2号様式）により主催団体へ通知する。

5 賞状及び盾の授与

- (1) 教育委員会賞は、賞状及び盾の授与をもって行う。
- (2) 賞状及び盾の授与は、原則としてそれぞれ1とする。ただし、教育委員会が認めたときはこの限りでない。

6 遵守事項

教育委員会賞の承認を受けた主催団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 主催団体を解散し、合併し、若しくは団体名を変更し、又は対象事業を中止したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
- (2) 対象事業の内容を変更するときは、速やかに教育委員会に届け出て、その承認を得ること。
- (3) 対象事業が終了したときは、速やかに結果報告書及び収支決算書（参加料又は入場料を徴収した場合に限る。）を教育委員会に提出すること。

7 承認の取消並びに賞状及び盾の返還

教育委員会は、教育委員会賞の承認を受けた主催団体が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会賞の承認を取り消し、並びに授与した賞状及び盾を返還させることができる。この場合において、当該団体その他の関係者に損害が生じたときは、教育委員会はその責めを負わない。

- (1) 主催団体が解散したとき。
- (2) 対象事業を中止したとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) この基準に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は遵守事項に違反したとき。
- (5) 対象事業の運営に際し、教育委員会の不名誉となる行為があったとき。

8 その他

この基準の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則（平成 28 年 8 月 1 日教育長決裁）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行期日前に受けた教育委員会賞の承認は、本基準により教育委員会賞の承認を受けたものとみなして、本基準第 6 及び第 7 の規定を適用する。